伊
2236
1

見聞集　上巻

門り5
騙
巻

京都帝国大学図書館

序

[illegible]の[illegible]にあらはれたるひとりの[illegible]ありてある事

の[illegible]をえんにおもひ出でて永祿八乙丑の年[illegible]

[illegible]追世[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文鳳堂印

見聞集　巻之一　目録

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

巻之二

平太宮形美見紙の事

仲信乃至弟を殺す事

一里塚はじまる事

[illegible]

久能天神まつる事

付宗金乃事

真言宗と法論の事

永仁四年正月十四日

無らくさんたちをつくる

元徳二年太郎三郎左衛門

巻之三

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

五味をなすれハしてつくらん事を考るに
仏法僧のうちをや人ハ家をてらんと
云間かゝるき弾りをもひくけたでしいひく
らしてで云るなちかをりて事これハ
化事をいてゝ信敬をさゝむこれ四日を人ハ
人間の好をしてる日也皆毒を天竺の教内程を
をあつめざるをしたををくはかぶるに
をく万歳をいうこゝかなる人日七種のさいうゝ中をあるく
一箇の毒ゝ姜をゝなかををとゝゝ七姜ハ
あゝたゝをゝいひく根中和の信を拾を万却をゝるとゝも
自性をゝ思うんきゝ中なゝとゝ教ほゝりて拾たゝる

かゝるハ仏法をゝうゝひ知いゝる事ゝ世ハ人
をたゝをゝをゝ仏をゝゝれ不当の身なれハ家国信をいひ
ゝ事をゝをくゝ中をゝこれ天下のをゝなゝ事ハ
和を拾事ゝ賢愚と名ゝ白き色を拾ゝ混ゝゝ
名を歌弾をあゝゝゝも少をゝゝいゝゝ文ゝ味をかんゝゝ
まき思る其美ゝ名ゝ若き思ゝ若参をゝ名ゝ破毒仏法ハ
ゝ西き名ゝ塩酒をゝ辛ゝハ法華ゝ教の仏の五味ゝ西をつゝ
ゝるかゝき中にをくれりれハかゝゝ少をゝハゝゝ
なゝをゝゝ中にも仏を思ゝこゝざんハゝゝなの事もかゝゝ
らん教ゝ教ゝ事かゝゝ中ゝるハゝ教ゝ信一切毒を拾ゝあゝる
ゝ毒のあゝゝゝを教化のゝ毒ゝ事ゝゝこれ性ゝ

本を無相念仏の仰せにて一度往生の願を
着のかたちをあらはされしも逆ふうたがひ
あるべきは味ひなく善悪ともに味ひ有りいとゝも
なくそれいうまでもなれば古仏法利益にてこそ
伝れるゝ所なる人間を平等成仏とよ法報の中にを
ゆくゆく一とし都率往生ゝ天竺のゝ世ゝ
人間の又聖道門の行者ゆゑ因の神ゝ地獄ゆつゝ多
つ天王の体ハベイシウ三十城ゝて白毫のふる都ゝ来を并ゝ
多種の財ゝ多浄并苗の時ゝ地獄并鍋の時ゝ高高
并種の財ハ善悪并仮の財ハ鍋世善并一神自身告獄ゆつ
天にて南一白氏仮ハ三変ゝてゝ云ゝ世ゝ来三毒の法仏ゝ

知るにゝ味ゝゝた付ハ海浄世界の地獄ゝ根本ゝてハ
一味一法なる方法一行ゝ帰ゝ一行ハ味ゝ体ゝ来ゝ帰ゝ
ゝゝ行ゝ法ゝ伝ゝ体ゝ伝ゝ来ゝ帰ゝ
よゝにゝ味ひもなくゝよゝみゝれゝかれゝうまんやゝゝげて
但義ハ初のゝ宮殿ゝのまゝにゝ有ゝ来ゝ法ゝ仏ゝ法ゝ
古今のゝゝ仏ゝ法ゝ会ゝ法ゝて一乗ゝゝひあゝゝかゝゝ
ゝゝゝゝ法ゝ得ゝゝ法ゝ仏ゝ法ゝ法ゝ何若ゝゝ
つゝゝにて雑四ゝ来ゝ人ゝ文ゝ法ゝ仏ゝ法ゝ会ゝ法ゝ法ゝ
ゝゝゝよゝゝ人ゝれゝ示ゝゝゝ古今得ゝ方得ゝ儀ゝ自ゝ来
たゝにて法ゝ道ゝ中ゝ来ゝ方ゝ法ゝ人ゝ来ゝ中ゝ来ゝ
て条ゝ来ゝ来ゝ来ゝ来ゝ来ゝ来ゝ来ゝ来ゝ来ゝ来ゝ

[illegible]年号の一況より知るあり[illegible]れをは無れとふ
[illegible]代の絵も[illegible]情況や姿情等のたくひ推来
[illegible]ひとまつ[illegible]の[illegible]なるをうるきを
[illegible]あきあきをうれいまく知り皆歩り合せて
あちらの亀一と脱まくて[illegible]れを[illegible]のちれ
[illegible]ちのくうなのてうきを

江戸町屋敷きのるの

見は若商思江戸御井入より[illegible]町[illegible]一家[illegible]
[illegible]されとも皆[illegible]
[illegible]月二百の已の別[illegible]
[illegible]焼元より江戸町一宇も[illegible]御[illegible]所中等

[illegible]絶せ華なる那[illegible]皆板きるなる
[illegible]御飯有りれい所[illegible]板きるの[illegible]
山法華寺とうちの信人[illegible]
[illegible]より中ノ尾にて[illegible]
[illegible]皆人[illegible]は[illegible]町二丁目の[illegible]法[illegible]
中ノ尾[illegible]や[illegible]人[illegible]
[illegible]石[illegible]中尾法[illegible]
尾の松野の尾の[illegible]
人の[illegible]
[illegible]
[illegible]

黄刹行樓の作る黄園の地より行方一大きなるものハ樓
の内一帖二三枚ありて其節紙ものちぐて用ひる陶尾ま
ゝ此望皆ものなり其傾廉にして二尺巾紙なり
行尾の絵興あり一畳八畳面ゟ宜一瀑布の絵あり
みは寒雪ゟ宜一碑玉の絵あり翠をひくに宜一
琴棋和歌ゟ侍を除きゝに宜一仙翁隠絶ゟ碁を
囲ゟよろ一ゟ絵ゟ投壺ゟ宜一矢数海ゟ絵ゟ
皆行樓のたきゝ和国紙形絵せ一に
宮寺都ゟ作尾多く見たりゝ黄刹ゟ市樓を
いゝるにや絵ハ　多賀興きゝ山樓の絵ハ
湯尾にゝ宮ゟ豆山ゟ岩ゟ岩ゟ

宮ゟ見たゝ面ゟ一方ゟ江戸町ゟ皆尾ゟ
武尾ゟ宜て男舞なるゟ女武ゟ少なけれ人皆
見るゝなれハゟるゟ見

江戸は野地ばかりなるゟ
ゟは今江戸にに例ゟ塩ゟ
見たゝなし舟絵例ゟ陸尾ゟ
絵ゟ舟何ゟ地世ゟとゝ
ゟ岩ゟ天正十九年ゟ
ゟ例ゟ絵ゟ知ゟ絵ゟ
ゟ舟人見たゝ作ゟ
ゟ絵ゟ原ゟ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

書ねり[illegible]なのかの帰免なんなき命[illegible]よ弓[illegible]
正代帝[illegible]章綾羅錦繡の帰復[illegible]
[illegible]を制せ[illegible]

だてこの紙のむるの

[illegible]一[illegible]だてこといふ[illegible]延年[illegible]国[illegible]の[illegible]男
女[illegible]を[illegible]嬢をのみ[illegible]無[illegible]江戸町[illegible]安と
[illegible]一有[illegible]無[illegible]あかび[illegible]この紙
をいいすよ[illegible]
冥[illegible]道安[illegible]若[illegible]国[illegible]
[illegible]を[illegible]
て紙[illegible]序[illegible]

帰庵[illegible]歌[illegible]花[illegible]高[illegible]
[illegible]嬢の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]警書等[illegible]
[illegible]典[illegible]
[illegible]物[illegible]
[illegible]偏[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

をかけて[illegible]の男[illegible]と[illegible]後[illegible]代の世の思い出百五十年、
[illegible]の年[illegible]の事[illegible]外事と[illegible]
一首をも[illegible]なき[illegible]
[illegible]ひぐきて見るゆ[illegible]義[illegible]と又おろ

花賣望人をとこ[illegible]

[illegible]花[illegible]
あ[illegible]一[illegible]の[illegible]
られ[illegible]
[illegible]世望人の[illegible]
[illegible]
[illegible]八千
[illegible]
[illegible]

後[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]石探り月五千年花香層云と古人もいふなり又
[illegible]人の言ひたるよぬきめまきの山尾と絲とを花望人や
[illegible]しきいとこそ基[illegible]かく宮を探り八月の光
ぬきを花を尋きれハ花の光ぬきもむいれも月花の
ぐくこ[illegible]通ひ[illegible]ぐくこ花望人の縄を繰されり

鬱紙法師のうた

見しらぬ[illegible]菊葉の無ふにて法師は法
[illegible]のうれいみしけなる紙[illegible]
[illegible]見ぐく鬱ハ言也ぐくや法師[illegible]法を
ぬきもむ人ぐこと[illegible]鬱紙法師[illegible]

江戸の川柳にもあるなり

見しハ今江戸よりの細き流れ一節ある竹田
山屋の柳系よりの切るを芳を十一年[illegible]仍此流の迄
[illegible]まり[illegible]柳の[illegible]
たり宮面[illegible]流[illegible]
[illegible]楊巨源[illegible]水邊の楊柳麹塵
絲立馬煩君折一枝[illegible]
更向手中吹[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

家康公寛永十一年正月廿八日後水尾帝の幸まします日吉神社
[illegible]
[illegible]
つゝみ[illegible]の[illegible]
無を[illegible]
[illegible]
橋[illegible]
[illegible]
[illegible]

て人をあまたあまたにしたがへ給ふ（云々江戸ノ
の橋屋大ふ一てをく諸橋橋より桐千ばかる洞のきぼう
一ばかり見よりとしとも橋の矢をかけとなるとなく
なるひれをおりかすき方よりの橋をもて矢而の橋をもて
唐橋ハ山城より上ばかり一内橋をのうち橋ハ摂津のうち
やなぎよりあかるまもなれハ雲の山橋ばかる天
橋をとり保ちう宮居橋橋田也橋屋橋をとりとるもの
ともすくも留ちーき矢をとり寄人等くいやにたの橋の方
うとひすひて若の橋のうちもて下橋也五橋作橋牛橋堀
江橋橋をもうかれまたりまよりたり山橋の方をにたの船
如またれハ船人なるとうとり保ちをかるぶきをとる

此条北条氏記ニモ出タリ

一由来ハ方にや橋の矢をあまたあまたにしたがへ給ふ一ばかり橋ハ海道筋のなか
ばなりいまるとさいやや宮居の橋のいとのひくくよりかたち
橋ハ列ふまるの形の橋のいとともとまきをたれ橋や世ま
とあるらんたもいく橋更列ふまハ年紀のにしき
打ばくくにもかよりも無ものもちく橋をの矢をたくー
ふをーををはをを年にたに大寄徒の所ー日の国の人集
りてかけをる橋有を紙日の橋とをかたり又千川ををる
更ニをる黒く橋をを矢をてを矢橋とをとれをを橋ハ代貫
時ー新板ふ如年本たるよりいれも矢をを紀橋をもこ
ちをを海をて魚貝をををを
見ー八ヶ所橋安房上総下総武蔵国の中ま大きく

なる入海あり佐国の海辺に大魚たびたびよせ来る
ゆえ集まりいでて海辺の民ども網の目を
をゆ網引をたれ百年以前の事なり
の海士ども〻寄生一年より盛を出す所より華山地獄あ
ゆえ大網を引網の両の船に二人して引けるなり
ゆえ引網を引網を引きて二人網を引きて
て二寸の玉数ゆえ大網の所にて千も二千も有
る所にて一日魚自よりよせ来る中舟一艘より六人
にて七艘より出す大海辺の網をうけ両方二艘にて分
て大網を引一艘ハ〻舟にて網切る生く大魚の網
のさいにて大網の角なる大魚小魚ともに魚一もとる也

海辺のうろこ近き引とる海辺まある貝殻
んとそ網のもとるとそ行よつけそれよ船を
付網を海へおろ一大網を引出れを海辺あるもろこの貝とも
を船をにて引出れを海辺にて天地宗門より寄来る貝殻
もち出海辺の大魚海辺の貝を取あるを行ゆ
陸のとなりの魚貝とも六八時一ら出る服
ぬれを海にて仲魚仲貝のはなるまや其に六年
方地獄網にて取事一ぬれを六八十の物るも外一物
海地よ入ちん八魚蓑物く食物金うにて八五の
ちを流用るよ流を出く上ちを付八吸年よ魚なり

いくるも思ひ切くくたてけよもろくの魚の中にもとり所
鯛をできくて毎一いれ毎桜鯛とたゞ生るを用ひきき鯛
秋の書のようを思るもいとやけ一かりきて一かつおをこび毎年
書を記くあるよりも生あるを安房の国くる
海あらの印鯛書鯛と中国東山東海の代寄せらを有
く毎日鯛ひやむけるー鯛は物食ようをおくて古き又
にも作一先例有まをくひしく侍所門主の酒をよ鯛を書
くを用ひあしを書記ましたこび味ひよくくくを地下の者をくの侍所
八国にも見給ハをを書をこびとよくを書のひき死日を外の下不
書くくを後代にに古を書をもはをを死を海主鯛をとり
を塩にしよくをつくを毎一西ある魚肉を書きにをかく出

ゝくを思ひ切ひをくくを肉をくくひ肉をくひをて後ハ死
くを肉つくくを文を書の肉を好をあをくを鯛掛くくを一魚鯛
信濃を出をの国高人あり寄寄を出の国の人
書鯛掛をの一されを鯛つくを書をくをたり書
の国寄井の国行の海を緑をくを国の国金の人鯛書
鯛をを強たり産河地来を生鯛にを鯛鯛ハををを
をくを一毎を塩書にを鮒の白干鯛の黒ゝくを作をり
黒作りの毎をを作をくを毎をを一をを今の時代を
記く鯛を鯛をくを海体をくを書をを等人書寄をり
をを年書をくを人の書をを毎代ををくを加くを書を
ていを八一書鯛海くを書を魚を人寄を海をハををを海

らをしてさりあ今よりあの世ゑ魚貝ある事
ゑ[illegible]国よりの[illegible]塩魚塩貝をとりあつめられもり魚ハ
昔より[illegible]紙和紙をも皆人高敷しる事ゑ
紙ハ[illegible]もり魚ハきゝ魚ハよりの建久の年宇宮四月十日
伊勢二郎重綱生鮭を[illegible]
[illegible]
の事ハ[illegible]
年号[illegible]
和鮭一喰ハ金五十両世間のあらしをいとのたゝ
一字の金まゝ月一切出の金なゝあれ今ハ和鮭一喰價
の金ゝやいなんをとゝ[illegible]の生魚なきゝ[illegible]国の侍士共ハ

見聞集巻之二

辛巳の年形義寺抵のこと

そは今はこの寺名にて田地多くなれども田舎人見物よりまゐりて田地を買ひ
所の柳より辛巳の年とかくこころ掛りなる人有り名つく
と思ひ出るに今江戸町家多の風俗いかにもいとまれに
田舎名ちらしくあること紙をはりをつくり田
舎名を近年ちらしくあるものをうらんとて紙をひげむぎくこと
させかこの所中を同のよしを川ちりつたる古少他のこと
ふくあること云級川ちらひ古物のまぐれたり成り形
たるよしなり身よりを物をつはるこるる新用なるもの

見せ柳より折かりそうしてたくさん知るべ人たち色
知るべくなきこと文より官源をとるこるる名人其物ちるたる家を
知もしとの人其用をくいるるをにくく思ひこられたり平み
言が知らるの方をこるあれこまと皆人思ひをさしにくびる
をこわくこるハなかりの知る田舎人見物知る
さを生田のこと上げ物をうらんと家町を見めてくるかう
あやの杜文庫云杉玉地むくきどんをうんきんにし
き色をさ白くのこの雑なる物ともを知らをかさこふうん
ちなる人たちあくひ居をめ寺師主かこの田舎こ
のの物をはこづーうはよくあるうんこしなさんの思ひも
よくこ見せの方をばまなすりにて物をこめ師色

はいくくしるるとく柳のおとをきゝて切ずにくさとなく鳥のこゑ
なるこゝろ一見されとそなる柳よりもなを桜はなをこゝろ後世菩提
あるさらのかをの無骨なる姿見情ハ家ゝの里のいくちなし
こゝろ黒白よりよく似くこゝろ柳ハ白紙にて白べきかと
思ひ紙きるらのむをあるよ似合さうに真ハいろはとそく
しとゝもの石時ゝ月雪冬き耳をこゞたてありくくと
いくくをあきこゝろ云くくこゝろ又ねゝにる紙月
をこゝなし月をこゝ見紙にて白の紙にて白ゝ紙ゝにて
ゝ石ありこゝろやと思ひなゝ柳ゝ合ゝ手ゝ石ゝ沼ゝ
ゝるこゝをめくくと耳の方一ゝ雪よりせくくよりこゝぬゝ
あのこゝ雪ゝ池一ゝ雪にもくくゝ雪たゝ雪ゝ雪ゝ雪ゝ

云なゝは月をこゝなゝ思ひてゝけるゝ行ゝ雪ゝ
ゝ雪ゝ雪ゝ雪

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]所を見れば[illegible]この家よりけてんの[illegible]
[illegible]人[illegible]家多くあつ[illegible]ものあり[illegible]
[illegible]久秋めけなるもの[illegible]異しとも
[illegible]見れども[illegible]世異しき家[illegible]
異しき事[illegible]家よりめけなるもの有るやとの八件の家を宗[illegible]
[illegible]この物[illegible]
[illegible]久秋人中[illegible]
[illegible]世異しき名汁たて[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]久秋中[illegible]
[illegible]

[illegible]
の師列せるや又八生業師の現[illegible]異しくも[illegible]

一里つゝ[illegible]

見一八[illegible]
[illegible]
[illegible]

其境さゝかなるゝことをえしらずして高天の原はなを一里塚を
つくるべきよし仰せつけられ日本橋ハ高サ八尺の年に
所ゝの名所旧跡道ゝ橋ゝ人馬ハ宿ゝ
名ものやうにてなりやうにん地ようやうにん法人一同より
ようい出るゝときゝいの不思議なることを聞ハ
九月中旬の中国より伺ひ申ス城日本橋
を一里の塚のとゝ宮ゑ二十六所を道一里ハ法ゝ
よりの事のなて西の果ハ薩摩ゝ道ハ
つゝせ法ゝ年久法ゝ法ゝ法国外れ玉金殿の道せゝ
なる所ハ曲たる所をハ見ゝ直ゝ山ひ出ゝつけなをゝ
牛馬のひづめの音せゝ法ゝ法ゝ大名の西ゝ

杉杉城樹木ハ法をハ高ゝ杉ゝ法ゝ大河ゝ法ゝ橋ゝ法ゝ
月中国中武ゝ地蔵の法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ
万人寺院の男ゝ法ゝ法ゝ万寺城郭ゝ有ゝ法ゝ法ゝ 将軍
国ゝの源寺ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ

真言宗ハ法編のゝ

見ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法

陸の数々に衣ハほんなるの生死の罪をめつ一きこゝ
よりはとゝ[illegible]ねんの間[illegible]さられと[illegible]
[illegible]の[illegible]ト人[illegible]をよ[illegible]
師[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]の[illegible]の[illegible]の山門を[illegible]
の[illegible]と[illegible]なる事[illegible]の人
[illegible]を[illegible]書くこと[illegible]
[illegible]なる事[illegible]八[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

浄土堀上寺の御願[illegible]八一天[illegible]
宗[illegible]を[illegible]甚[illegible]将軍[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

浄土諸法度

一智恩院之事三墓宮門跡領各別相定上者不可
混雑寺家引導佛事等者定照任持如先規
可被執行於十念為結縁門主自身右授与
度
一於京都門中撰器量之仁六人為役者可致諸所

法曾不可有異負偏頗之
一碩学衆於口伝傳授者調盂塲之儀式可令執
行俄学之輩根不可授与之
一對在家之人不可令相傳五重之血脈之
一淨土俄学不至十五年者不可有西脈傳授殊
更於聖書許可者雖為器量之仁不滿廿年者
堅不可令相傳之
一紀明学問之年臘增上寺當住并其詮美所之能
化以両判添状可啓本寺於令満足廿年之稽古
者下令頂戴正上人之綸綸旨不至廿年者可為
権上人附十五年以来之出世之座頭可有正権

之分別之
一非右来之学席者私不可立常法幢之
一不解之理經横之深美着憑文之族貪着名
利不可致法談經亦蒙尊宿之許可雖令勸
化空閑佛經祖釋偏之柱言綺詭妄莊愚夫
耳剰自讃毀他最是為法衰之諍論之縁堅
可制止之
一往来之智識等其所之門中無許容聊爾不可
致法談之
一若輩之砌及十年致学文其後令退傳之僧望
色袈裟者依其人體六十歳以後可許之但於

上人之美者可有斟酌歟

一爲平僧分縱雖老年不可致尊引歟

一於淨土宗諸寺者縱雖爲師匠之附屬恣不可任職歟

一就相替古跡之住持者可令血脈附法相續於爲前住沒後之入院者至流美之便可致傳受歟

一紫衣之諸寺家之住持致隱居之時可脫紫衣歟

一大小之新寺爲私不可致建立歟

一借在家構佛前不可求利養歟

一於知識分座頭者以血脈倫旨之次第上下品可相定歟

一於法問商量之座敷者以学文之戒臘可定上下其外之至衆會者以出世之前後可着座歟

一於所化寺僧之會合者選擇以上者平僧之上可列座歟

一平僧分中聲明法歟等之役儀有其嗜輩者目臘內可上座歟

一不弁階級之深淺恣高拳自身對上座致緩怠輩者永不可會合歟

一諸寺家之住持任自己之分別背世出之法美者
為寺中之光僧兼日可加異見不然者可屬
同罪事
一白旗流美諸国之末寺隨其大小集調報謝
銭三箇年一度完以使僧可備影前事
一出世之官物之事綸旨之分銀子二百文目参
内之分五百文目若為西様同時者七百文目
相定上者不可論米穀之高下事
一寺々諸寺家者後其本寺可致任置若百理不尽
沙汰者不為本寺之私曲事
一一向無智之道心者等勧道俗授十念勧男女
与血脉事以法賊也自今以後堅可停止事
一西後出来近年興邪教違経文称美私勧安心
闕六字名號唯称三字廻種々謀計令雑惑衆
生是天魔之所行速可令追拂事
一弗霊佛霊地之修理不可諸国勧進事
一如舊例夏安居後四月十五日期六月十九日冬安
居後十月十五日可至極月十五日聊不可有延引
事
一於一夏中客殿之法問十則下議法問十一則無
闕可令決擇并湯日之外不可有諸場懈怠
冬安居可為同前事

一解間之支春秋二日期三月廿九日秋後八
月一日可至九月廿七日如西安居物讀法問
不可有懈怠支
一頌美十人以下之僧不可為寮坊主支
一諸談所之所化自今以後縱雖令作山老若
共不可付替因名支
一於一寺追放之所化者諸談所之會合不可有
之支付寺僧同宿不可為同前支
一諸檀林所化之法度悉以可復後上支
右三十五個條之旨永可相守其趣者也
慶長十九年正月日　　増上寺観智國師

[illegible]
作出[illegible]基本[illegible]八宗[illegible]
[illegible]
[illegible]

皆一味の仏法也爲之宗門より印可を受て国土恵大
日と伝を授又浄土宗より八方伝受教授を受阿弥陀と
号する他日実説の法門を受て八宗兼学相中一を要
既下象山師匠より他法を受るなり一切きんハ
自他の修業も有るかゝる自他ともに成ぶくれ
ぬを不二と仏祖の求め給ふ所也新古ともにゝゝたら
家法なるゝ無法やうと宗門用と云ふ所也有
一宗の法乃ゝゝ成就大悟の意念ハ徐ちり双方無用
の修行ことのゝまゝハ法師ゝゝ思ひ有かゝゝ仏国
師立世平等をゝゝ法師のゝゝ成家んとしゝゝ
生実説乃の人ゝ他人の生死をとゝ知ぬをとゝるなゝの

ゝ系ゝ知ゝゝれゝゝ

永信師匠師を知教ゝゝ

此ゝ今ゝ上ゝ中ゝ国ゝ根ゝ上ゝ中ゝ下ゝ考ゝ別ゝ有ゝ上ゝ永
信ゝゝ寺ゝ住ゝ持ゝ七ゝ年ゝ寺ゝ中ゝ六ゝ年ゝ
ゝ一ゝ師ゝ弟ゝ二ゝ人ゝ有ゝ師ゝ弟ゝ法ゝ門ゝ
ゝ信ゝ国ゝ法ゝ門ゝ知ゝ識ゝ中ゝ師ゝ匠ゝ首ゝ座ゝ新ゝ知ゝ識
ゝ極ゝ形ゝ知ゝ寺ゝ知ゝ識ゝ天ゝ罪ゝ知ゝ識ゝ
寺ゝ内ゝ首ゝ座ゝ縄ゝ江ゝ戸ゝ寺ゝ内ゝ
死ゝ人ゝ有ゝ之ゝ師ゝ匠ゝ所ゝ学ゝ有ゝ逢ゝ
ゝ有ゝ之ゝ

江戸城新ゝ出ゝ

天下治ス　将軍国を平列に協よおこす
易ゑ御世とゝなる御門すれ芳賀をの人のすい毎年都
御点ゝるの例　芳賀十二年　近衛殿　御門ゝの御命
ゆもゝく八部りまゝ部ゝ花ゝ点年ゝゝ方ゝ書ゝ
り芳八九年　鈴江より世ゝ書ゝるあひよりゆし無ゝ東の
旅ゝゝまゝまゝむゝゝの書ゝめゝゝゝゝ緑ゝゝ年月ゝ
雲宮ゝゝ人　高国の山紙紙海ゝ海ゝ毎ゝ江人下
白ゝく　将軍ゝ平ゝ部ゝ海めゝゝれゝ八ゝるゝゝ
御ゝ御ゝく部ゝ東の過ゝ年ゝく二年　安ゝ東ゝゝゝ
無紙月江ゝ部ゝ云御ゝゝゝ生命ゝ云人ゝゝれゝゝ八
天ゝ子の白ゝ一世ゝ子人りの王ゝ其ゝ国書ゝゝゝん

ゝゝ紙ゝゝゝゝゝゝゝ部ゝいゝん八ひゝゝゝゝ天下ゝ王
一人り部ゝゝゝゝ八有ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
部ゝゝゝ天下ゝゝゝ後ゝ　将軍国ゝ国ゝ江ゝ西
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]天皇[illegible]紀に天皇崩御の日天皇の[illegible]
[illegible]世界三千の数[illegible]百七十八年[illegible]
[illegible]の紀の末尾に[illegible]天皇[illegible]
紀有名の下に紀の字[illegible]
[illegible]近き紀あり[illegible]
[illegible]昌の[illegible]
[illegible]和の[illegible]秋の[illegible]
[illegible]紀[illegible]
[illegible]国[illegible]
[illegible]紀[illegible]
[illegible]又[illegible]

[illegible]師[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の御門をもちまうるべきとのこと佐人会うりあるべき金六武蔵
世れたる浅野をめらう辻乃火の番をあるべく免火をうけ
何もう城見てはさ所より関の事ハ申さきの何とて火番をかく
くとまもるべきこと家をうる免籠者さしたるべ申ぬ
きこれたる所の名とも所をけ〜御生の所の所あるべ
ねてふるめき出くはれたる金六なり黄文人ちつまつく
戸あきたる家あれたる金六乃物盗ぬくれは立ぬかの
めりは出家人入るべ所の者を出会付と免よりてあばら
られたる所の所人てんてよる陸乃様をうけ松明をうあ
ぬく出人をいつるる有ることば家をあるべく出人家の内一ち
乃民者よりとられて戸城明立たりとこは皆ばり世

事訳の名ハ以ひうるる金六も所のちのうれるうあやうく
名も所人等人金六よりあちあるれ申のあるべ御生の
所の作ものもハ一所のものもたのまれいるべさる金六が
ちん事うる歩者ある所をうるか佐人のうぢ名ちある
をと所人ハ似合世大かう部城者るおるべ年ハ
七年ハ第うの白うら城ふるべ毎世所城のるかるる性
根つよき高せちの世すもあるうる金六なくはぬ者も
さうる安うる一一早く死ねう〜とよ家をたぬくる佐
乃者所世る城ちあ弐代る金六名ぬのるべは初のまてるる
うる入る一　上様の所無用〜出人ぬるなきる
と御あるれる世名をる金六名ハ　上様一御ち

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
仏の道をの仏教始まる[illegible]
[illegible]
いかなるもしてはかなくを[illegible]
のたまはりしてはく南無釈迦牟尼仏と唱へ
始め[illegible]
金銅ともなるひとの家宝となす[illegible]
らしたまふ[illegible]
[illegible]
皆人[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

行墨劓刵宮大辟之五刑礼云衷多而服五罪多而刑
五有罪之疑者乃以仏為證誓是罪罰之條目犯
不犯之區別纖毫不差五逆十悪之罪人者佛神三
宝人天文應之所弃捐也積悪之余殃難逃或炮
烙獲罪如是勸善懲悪之道也欲制悪令易積欲
善々難保豈不如炳誡乎現世猶此後世奚遁冏
老呵嘖三世諸難救曆代列祖不祭可畏々彼伴
天連徒黨皆反件政令嫌疑神道誹謗正　殘
義損善見有戒人載傾奪自幷自礼以是為宗本
懐非邪何哉実神歟仏歟也急不禁後世必有国
家之患殊司号令不制之却蒙天譴矣日本国之

内寸土尺地無所措手足之速掃攘之強有違命者可
刑罪之今幸受天之詔命主国城乗国柄者外題五
常之至德内敬一代之蔵教是故国豊民安経云現
世安穏後生善処孔夫子亦云身体髮膚受于父
母不敢毀傷孝之始也全其身乃是敬神早彼邪
法称〻冒我正法世既雖及陵季益神道仏法
紹隆之善政也一火四海宜兼知莫敢遺矣矣

慶長十八龍集癸丑臘月日

ありがたき仏法に上ちかの事年まもる道を敬のお
もひをなほ多歌の和にもなんそ心をよ
ろこばざらん

上総浦にて黒船拾ひたる

こゝに昔寄せたる六くみの秋のころ上総国ちばの郡一黒船流れよりて舟拾ひたりとて呂宋国よりのぼりたる船に拾ひたる宝のかずもいとたゞ一宝物浦に上りる紙安房方伝の者共も集りて見ひとれとも見せたと聞ける所の名ともしる以上六十以下の人迄上総の国より出る紙ひろうんとする宝物ゆゑ紙の紙地と拾ひたる禁制と云れを云られたりとも出ずに拾ひたる人の紙を拾ひたる人の紙異形を拾ひたる人の紙を拾ひたる人の紙を拾ひたる人の紙

ひとり三郎左衛門八りげなきの御子あり一女二男とも
くに人の御子城四郎まさ月神月神とのおゝ
ゆうを太神よりも三番めとうとせ給ふ御身なの御
名をは三郎左衛門尉又西の三とやゝき
ゆ業すてゝ白川西の三とやゝ九ゝ東の国ゝ人ゝとゝ西の
三とゝやゝ西ゝられ中の人と西の三とやゝとなり又さ
御神を崇ゝとやゝ西有ゝ三は神ゝの義ありけりて
人ゝゝとゝとゝ云ゝ白川なかんたゝ市ゝ白ひとゝ城いと
ひとゝるゝいとれ方ゝ拾太ゝ西の三の御神御神象
ありて末代の三を放逐移見城宗とゝ一国ゝの名集ゝ
難云一国ゝ解なは西ゝ幽霊市ゝゝゝかゝゝ

市たいちんせば家ゝひ宮ゝかゝ市の中ゝあゝ城
たれゝゝゝれを引ゝひ宮人を敷ひ西ゝの三は三郎左
ゝ三ゝ市ゝ市ゝ城ゝ宮人ゝ西ゝ知ゝゝ白ゝ三
に西ゝの白ひ宮ゝ宮ゝを西ゝけ西ゝ城ゝ市ゝ
と城ゝの城ゝ宮の城ゝ宮城ゝ城ゝ城ゝ城ゝ城ゝ
云ゝは三ゝ元年西中の中ゝ八百上代の国浦ゝの浦
ゝ十八里沖ゝ海ゝ船ゝ流れゝゝゝゝゝゝゝ海
ゝ中ゝ宮ゝ城ゝ西ゝ城ゝ城ゝ城ゝ城ゝ城ゝ城ゝ
西ゝ人ゝゝゝゝゝ城ゝ城ゝ城ゝ城ゝ城ゝ城ゝ
云大城ゝ城ゝ城ゝ城ゝ城ゝ城ゝ城ゝ城ゝ

先きに出たる作る船のたけ縦ら七丈五尺之積之分
横二千百坪なり 樽の穴廣さ三尺五寸 深さ
四尺一見の上に宮の山とも云つる一面に大船動き雲般
よりさかの池つゝ 信田太郎 尉 ちかの浦より元寿
乗りて御花見なるべく 宮より生てる 三年こゝ十 上は
元の馬二匹あり 御れ 南の宮 寄せ一 船 七 住の船
よりも大きく 加や 中 中国なれば人 集りて 新 年
元 年 寄 宮 宮 船の 御 宮 生 一 吸 日 ふ
なるなるべ 宮 御 の 生 れ 来 る め く 寄 る 金 一 時 る
宿の 海 宮 ひ る 宮 ま す や 京 の 町 人 を 元 り 宮 あ
寄 生 て 拾 ひ 宮 の 御 と い 宮 も 宮 人 宮 一 の 御 り 宮 の

砂浜をあり〳〵と尋ひあつめ助公なる宮殿のもはさされ
拾るよ及ばぬ宮殿の御 宮 の 御 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮
宮 宮 御 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮
くして帰る宮なるべく

汁の穴ちかを

見るは今世上のあつさ毎 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮
拾る通具所 方 中 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮
ちいさき 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮
ちいさき汁の 宮 穴 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮
高 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮
めて 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮

如意寺にいたりて汁の宮明るゆゑにひらきて一宇猛と
なりて静なるゆゑにいつるゆゑに会ふもの多く世間
人と雷鳴ありしも昔なり空よりたれ死せり去年城
姫ちく人宮鉄如もく其氏名世ゆゑ宮つよくせ御を雷
鬼として花せりもの雷鳴鳥て雷鳴ゆゑ一人をとりは
御しなるお御ゆ人其鬼ゆ宮で一ゆ生姫鳥かせし
いそんとてあなゝくせよといそう雷ゆゑ知のなるゆゑ鳥
で宮鬼鳥ゝとみるも書なりて雷ゆ汁の鳥るの人食
姫太るの御姫御ゆたつ姫ゆ中女人ゆ天皇北御息女
にくゝ雷せた行帰なる人ゆ大鳥鳥追ゆれしてかと
姫逆ひりきゆを人自見者しして雷を鳥り姫を乃歪

業のゆるて汁とゆるの太るゆ一ゆゆゆ汁とゆるの業
たり太るの御姫女鬼ゆ姫人姫ゆ法の汁ゆ御ゆゆ
法相宗の法を為ゆる
宮法相宗ゆ人の法ゆ鳥鳥鳥のゆ一其ゆ宗一かゆ法
宗ゆる宗法ゆ人ゆる鳥ゆあかう法法ゆて日ゆ業の
西月ゆゆゆゆ月月月にゆて鳥ゆ鳥ゆ行ゆゆゆ
く法ゆ姫ゆひゆゆ法ゆ有鳥ゆゆ仏ゆ世ゆゆは
法相宗一ゆ雷ゆけんゆ中く一ゆもゆ無かゆゆゆ鳥
一ゆゆ氏雷の樹ゆゆかゆゆ鉄ゆかゆ一ゆく鳴ゆゆ
人の御法を無ゆゆ雷ゆ人ゆゆゆゆく為ゆ鳥法
ゆの無ゆれ無ゆゆの宮ゆ宮ゆて人ゆゆるゆゆ為ゆゆ

ふたゝ云ふれを融通念仏宗とかゝすうるゝよ
鳴よとゝひやはたゝ元年さうきゝうるゝよ（ゝ）ゝひの
外なれをけうんぐまふく四きれ果て安云みして切りせう
智くあうて上人方のゝる法を拡ゝ有縁ゝ衆生ゝきる
元ゝる云くやれ鳴ゝ者ゝうゝれくゝ面ゝをゝうくゝまゝき
既尼とふゝとゝ法かゝ一ゝゝ融念は知果くあれ天物の
ゝゝ（ゝ）ゝうゝけゝ有ゝ我見ゝてゝゝひ一云法と云ゝ亜ゝゝ千人
計の融念なれゝゝ月ゝきゝゝゝゝ人（元祖ゝ加ゝ見ゝ
ゝゝ一月ゝ退散ゝて上人（指ゝゝゝれくゝゝ元ゝのゝ
ゝひ無かゝる法合ゝあひゝゝ高僧ゝ知ゝ人の宗ゝ法ゝ
世のゝゝひゝゝひゝゝゝ上人の法法の財命高明あゝ世たゝ

法来るれ千あゝものゝゝゝゝ法ゝれを云ゝある俳
師ゝを世ゝく作ゝるゝゝく高明知ゝてゝゝひ高ゝゝ
ゝ一甚ゝゝ法ゝ光ゝんゝどゝゝ能人のゝゝゝ我ゝゝ
なゝ世我ゝゝんゝて若ゝゝゝ明ゝれゝおもひゝてゝ
ゝゝ我ゝくゝ紅丹花ゝ高我ゝゝれくゝゝ法ゝ仏の
世ゝもゝくなれゝゝ融念仏通教能ゝ明ゝくゝれ
ゝゝ社ゝゝゝ明ゝて

西蓮の伝養生ゝたゝひゝゝ

昔ゝゝ西蓮（道ニ）の伝ゝ高明の高勢法人（伝教ゝ八千衆
厳ゝ命ゝ養生ゝゝて（法ゝ）知ゝる西蓮伝観世
ゝ強を勢ゝ中事の庄屋ゝてゝゝ

家職すもなきゝ仙合無道をさてゝ自暴自棄してうたひ舞
曲を学ん（こと西王の院きゝて家をうゝ強きるゆゑに夫人の
表をしうをさゝれを立物無きそれ
くゝ意一色退）あるゝ表を学るゝ者はおよばざるゝ
八ちゝ一されとも第は何のよろ一きるゝをうなるひと人
四段ちゝ物一ゝ何ゝ家四ゝ物食物すこに夫脾胃
八食物紙ゝ物ゝ一月物表ゝ一ゝゝもゝ四れをゝ
よん食樊一呼吸常ゝ一ゝ四ゝあゝゝされを脾胃の
物ゝゝゝゝんゝゝゝゝ辛ゝたゝゝゝれを物ゝ人の四
ゝて歌ゝたゝ昂時脾胃ゆるやゝて時の見門ゝゝ
け四れゝゝ腸ゝ病ゝ皆ゝ腸ゝけゝゝ運の高さゝ立腸ゝ

ゝ段中ゝゝんゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ城中ゝゝゝゝの方ゝゝ方を
ゝゝ色詩人食脂のゝ（ゝゝかゝゝゝ表ゝ強ゝ号一ゝたひ四ゝ
声世のゝ中ゝ表ゝ表ゝ物ゝ

宮所ゝゝゝゝんゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

江戸四谷御門内二丁目の乳牛産育人と云者ハ入くに
て牛をかひおくに毒気ハ毒気ハ毒物にて
しかれの人もかくのごとく御ハ流行所はとうきくに
帝氏のため一つ毒人毒物ハ丸くトされるハ物のれう有紙
者として他の物紙貪らせ先男うい自一勉こ丈云ことと
いつるの八毒なるものたくさんせるものれらむ毒ものと知
有たり紙ばきくわひぬむ若ら云ことと又る紙きこたり韓
牝ハ房楯の二字八ほとたて修房八人をさんことと楯
ら人ぬせらんとたるお造一人と牛ハきくに紙む楯ら
いつ法せの毒ものの法毒のはる年ら加るこ民国さとう
きこのりぬるもなきこ八ら一ハこと御て紙るもの

なるこ一ともあ紙ら云こといつ毒ものき人ら毒毒ハ紙ばくあき毒一ら
ハ御毒の法ハの風毒せ一ら毒て毒ものれ紙ら法ら毒ん
をたくさんものこと毒ものの大牧一御法ら有毒一て毒一こと
ばぶやきりう法毒言たる人ら毒紙ものれ人ものれ私法ら
のこと一こと紙ものMを毒ものれ人ものれ法ら紙ものの星紙毒ものいこば毒
こと毒ものこと国の乳牛産育一ものれくこと紙ものこ
牛ものこて毎月法毒の毒人ら毒毒紙
こ毒ものこと紙ものの紙を求る材毒
つらひものものこと紙毒毒毒毒こ
御ハ毒紙ら毒ん毒ものもとひものの中紙毒紙のこんびこき
毒毒言毒ものこと毒紙世ものハ毒ものこと毒ものこと

のもとひ事

寒さを防ぐ為

見しと昔寒さにくのてんきくるしきにより

の衣服を織布るに麻を織る似くれたりて麻布を多く

に作ることを入ぬひとりて上品なる布を出す事

なるの麻布ハ作農にく織ものハ武家よりおく

無の作業又ハ農にハ無那にて有る市に帯有の細布を

細布抜る件の布ハ今の毛ものあるとて世俗さ多くを紙せり

毎又家ごとにきれ三間ほ之抜をなりの扇ありて作ることを

大永元年の事武蔵国無ケ谷の市ほ毛に平国のもの

本作物を抜ることを禁ハ細法のものを抜ことが

不相法を抜ことを禁ハ細法のものを抜ことが

天正十年の内三間ほ本作物を抜ことを

作国ほ禁ハ法ほ夫ほ方寒さを抜人ほ作物を売ると

抜るときんを本作寒さを如果抜ること大永元年ほ

芸七十九年西年迄ハ抜に年一このこと言れたり

更ものきに抜人の抜本作物なの方の時代ハ抜ものり

毎又ハ抜作のこと抜ものハ出をこと抜ものたるの

こと天竺大暴国ほ国ほ一のく王と中王ありて自ほ

ハるときこと言ときき女房ハ事抜ほの抜れる事ほ迄年

久こ后の抜ものを抜ものほ波后抜妃一抜く御ほ抜

の抜抜上見ものれほ王ありにく居ら世ほの御門御欲後

り抜一波后抜ほいと自を先ほ抜ことも如一自ほ抜

のこりなく家を出国のうちに遍歩山うつり山首の山
のうち廣の王に家人同よりの紙牒数枚（き）きめる大王は
然るを思ひ出なるに家あるを迫なるの一人の王の知まさせ
思ひ出の章をまする――とひ伝れたいと自ってけうハ
ってかきけさってくれよりの生るおとなりくなるせ給ひ
伝く伝藝弱れうるの道あるなり――生るのたうの
見れるとうの伝うるうれうさなるうの廣のそを見るうめ――
そ保廣の強る者せるの（印）をくあるって班足王と
白矢分れ見るるーとって待とうるの始無又馬なる
保あるのハ行騰（バキ）とうるのを伝――発されきうの生みるの
記う廣の夏毛拓の夏にくもきるとあ又或又り苦綿を

多く入るく夜のとのとて歩見るとうを城おひ（ともゆのも
のともなるとうるあるのとなれを素よ神を出るにうく
なるうるるのなるの素の神を出の国ゆなるの其ちんを有くなれ
ち素よ神を出るにうくなるうるるゆるうるるる丈家
あ四（ともゆのうのうもなるるるるるうるる又ちうる紙布るゆも紙人
とうとうし四皆乙家よりの出るうる紙農布ちはるくゆ――
素にくさうれ布しる夜農布ちうるるとうるく芋河とうる
面よりの出る内素一巻る天るの印在らんんよりの幕布し
九の出るうるとうとう九帝をうるる物絵より紙きの今やん
うるなき御方ちる布るるあひ（のお伝ハちうーめされとち
れち安房国とあ鏡八年久おうるるるるるるる絵るるる年れ

勅れ一天正十八年七月十四日秀吉侯天下一統となる
られ秀利切りたらるる事布ゆをもて柳ゆをかき
身をたつの芝紙買むととりうに見られを捨ち置き堅ー
きは見苦敷行ゝ歳縫とゝ紙入ゝく典ゆて云られを
賣るも秀利一國の人皆わきへて居ゝ乞乞のゆ
ゆるれき家なれを迎き年一世中世稼ゝ暮ゝる今ゝ
ゆき元ゆゝさゝ迎作一作る著もさるゝやあゝ京の
ほを布ハたゝゝゝ世年ゝ乞ゝ一かく古ゆるほゝきゝ小家
るなの典ゝものゝれゆのほを布むゆはゝゝやよあゝ
又あ一結ゝ乞ゝゝたゝ生ゝ線ゝゝゆゝゝ結ゝ考倦細加
賀結浮屋の八文結なゝ大ゝ元ゝ布ほを者結なる

人生きゝゆ典あやどんゆゝゝゝ通れゝの市深きゝる城
見ゝは代人ゝ市商のゝの城きゝゝゝゝゝゝくほめゝゝやみ
ゝなゝきんゝんゝきなゝゝゝあきゝ高寺ゝあゝめゆを
袋ゝ縫ゝ金をゆゝのゝきかんあきゝ結ゝるを見ゝハゝれ
どゝ乞ゆられかゝゝゝの付ゝゝ長ゝ家ゝきゝれ國郡一
ゝゝ形ゝゝゝく私のゝ家ゝを分ゝ家ゝを生ゝ海ゝを
付ゝ安ゝゝ決ゝれゝゝゝ郡ゝ月ゝを分ゝを負ゝて同ゝ家ゝ下
るゝゝゝ弘法大師浮ゝ月ゝのゝゝゝ城ゝゝるゝ月ゝゝゝゝ家
の中ゝゝゆけゝく通ゝゝの笹の中ゝきんゝん浮のきれゝ
ゆゝけゝ月ゝと云ゝるゝゝゝハゝゝ郡山ゝゝゝゝく三世の仏を
絵像ゝゝ月ゝ付ゝ金ゝ月ゝ去ゝ異のゝゝのゝゝゝゝ

重らんとしき物のしなのとも為のかたちはげうれ城
深くかるうなる仏神を考る仰敬をつゝしみ魔石
神をおもあのくゝ祭れをはすきの切を一寸二寸にたゝ
買くあきなきくのなる盛のたゝなるゝ絶なしく毎又
今を天下治の時世なるよりして貴賤男女ともよむ
見も聞もせず仏稽古事毎年盛をたんまりゝ忍んゝ
日をゝ城主なひ長をきゝる者よりともよりたゝんめんの
出んゝをいゝゝゝとゝるめくかのよふ見る忍ゝ
ゝとゝもをは家中ゝあきゝ治のんをを者よりたゝし人徒
るともいゝて弼をもむ古絶よ見るゝの家ゝ仏くゝを伝城
ゝをゝ出なるゝきんハ千里の外岩を面をゝを弼

万里を隔つる他国すも過きゝ家をかゝゝ世界たゝに
去ほゝを南国すをゝ中のゝ好める云を中ゝを見ゝ根く
に入中一縁中一ゝ毎年一ゝ御稽国ゝゝ奏一遍船を
南ゝ日中をの通る出合南貴中ゝゝゝ御中。

伊豆の国塩酒一見のゝ作ゝ石橋山合戦のゝ
見ゝをゝ伊豆の国田方の郡を家竹紀ゝ日言ゝ
塩ゝ一白ゝ一者をゝ者の義をゝ一を必来中亜の家人
伊豆の国ゝ人なゝ中国原後ゝゝの方面地ゝをゝ
畠を作ゝよ知遠ゝゝよ月ゝ中なゝゝ苦かゝゝを
学のゝ於食のゝ人なゝゝれ曰くむゝ朱鈴云流品をゝ
れ代を伝ゝ年久ゝ者ゝゝ接義岩をゆゝられゝゝと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

をぼろげ一通りの事常風百人一首をきんて出はる無
共面白終始なりとかきるこもかくこゝに却もあるれ
事